○東北地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十一日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
酒田市東両羽町一一〇番から同市東両羽町七番四まで	前	三〇・七〇～五二・五〇メートル	〇・〇九三キロメートル
	後	二八・六〇～五〇・五〇メートル	〇・〇九三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十一日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	酒田市東両羽町一一〇番から同市東両羽町七番二三まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年一月三十一日

○東北地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十一日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	鶴岡市大荒字荒沢前二七二番二から同市大荒字門脇一一四番二まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年一月三十一日

○関東地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十一日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	八王子市南浅川町三〇六八番二から同市南浅川町三〇五七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成三十年一月三十一日

○関東地方整備局告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十一日　関東地方整備局長　泊　宏

一 道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　二十号	八王子市南浅川町三〇六八番二から同市南浅川町三〇五七番一まで	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年二月一日

○関東地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月三十一日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千二百七十五号座間都市計画道路事業三・四・三号相模原二ツ塚線

三　事業施行期間　自平成七年六月二十一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十一日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号及び二百四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
かほく市木津ハ五番一から同市木津口三四番三まで	前	七・六八～一八・〇〇メートル	〇・五九一キロメートル
	後	一三・一七～二五・七一メートル	〇・五九一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所